

厚岸町規則第36号

厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月10日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則（平成28年厚岸町規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

利用者負担金額表

階層 区分	定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	3,000円
C 1	所得割の額77,100円以下	16,100円
C 2	所得割の額77,101円以上211,200円以下	20,500円
C 3	所得割の額211,201円以上	25,700円

備考

- この表における「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- この表において生計を一にする世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上

いる場合、これらの者のうち教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額は、当該子どもが2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。

- 3 教育標準時間認定を受けた子どもの属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、前項の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、教育標準時間認定を受けた子どもの属する世帯の階層がC1階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額を7,550円とし、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等（以下「子ども」という。）の年齢に関係なく、最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法による要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認めた世帯

- 4 B及びC1階層と認定された世帯（備考3に規定する世帯を除く。）においては、備考2の規定に関わらず、子どもの年齢に関係なく、最年長の子どもから順に2人目は表で定める額の半額、3人目以降については無料とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町特定教育・保育施設に係る教育

標準時間認定における利用者負担額に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。